

第9回
会津美里町農業委員会定例総会

令和6年8月20日 火曜日 14時00分

会津美里町役場本庁舎2階 大会議室

会津美里町農業委員会

第9回 会津美里町農業委員会定例総会議事録

1. 日時 令和6年8月20日 火曜日 14時00分～14時40分

2. 場所 会津美里町本庁舎2階 大会議室

3. 委員出欠	出席委員	欠席委員
	1番 野中 充	
	2番 佐々木 弘則	
	3番 眞鍋 伸太郎	
	4番 眞部 剛	
	5番 星 忠彦	
	6番 松本 晋平	
	7番 木野 光洋	
	8番 福田 真実	
	9番 大井 豊記	
	10番 柴崎 陽	
	11番 村松 祐一	
	12番 間舩 一男	
	推進委員 渡邊 武雄	
		推進委員 佐藤 和人
		推進委員 元木 博人
		推進委員 長峯 巖
		推進委員 上野 貞二
		推進委員 梅宮 孝
		推進委員 佐藤 健一
		推進委員 山内 祐太郎
		推進委員 佐々木 宏光
	推進委員 齋藤 武美	
	農業委員 12名出席／12名	
	推進委員 2名出席／10名	

4. 議事録署名人 6番 松本 晋平 9番 大井 豊記

5. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	鶴川 晃
事務局次長	佐瀬 博巳
係長	田邊 実千代
主査	廣谷 俊太郎

議 長 起立、礼。

事務局次長 会議の前に、ご報告いたします。本日、3番 眞鍋伸太郎 委員より、遅れるとの連絡がありました。過半数の委員が出席しておりますので、会議規則第7条の規定によりまして、この総会が成立することを報告いたします。

事務局次長 それでは、ただいまから、第9回会津美里町農業委員会定例総会を開会いたします。ここで、会長よりご挨拶申し上げます。

(間船会長 挨拶)

事務局次長 それでは、会議規則第5条により議長を会長にお願いします。

議 長 これより、本日の会議を開催いたします。
会議規則第15条の規定により、議事録署名人の指名をいたします。
6番 松本晋平 委員、9番 大井豊記 委員の両名を指名いたします。
次に、本総会の会期は本日1日限りとしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認め、会期は本日1日限りと決定しました。
次に、会務の報告を求めます。事務局、報告願います。

事務局次長 (会務の報告)

議 長 ただ今の会務報告について質疑を求めます。

(質疑なし)

議 長 なければ会務報告を終わります。

【農地法第3条関係】

議 長 それでは議事に入ります。
議案第28号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について を審議いたします。
事務局説明願います。

事務局次長 受付番号13番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、勝原字西勝〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が耕作不便のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号14番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は字御田〇〇番 外2筆 田 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が新規就農であります。移転時期は許可日以降であり、価格は無償となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号15番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は字高田道上〇〇番 外2筆 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は10a当たり50,000円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。

受付番号16番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さん。
申請農地は、勝原字西勝〇〇番 畑 〇〇㎡であります。申請事由としては、譲渡が農業廃止のため、譲受が相手方要望であります。移転時期は許可日以降であり、価格は総額で 〇〇円となっております。権利設定は所有権移転であります。経営状況は記載のとおりです。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第28号についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり許可することに賛成の委員は挙手願います。
賛成全員と認め、議案第 28 号については、原案のとおり許可することに決定いたしました。

【農地法第 4 条関係】

議 長 次に、議案第 29 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 2 番、申請人は〇〇さんです。申請農地は、米田字北原甲〇〇番地 畑 〇〇㎡です。転用理由は集会施設で追認案件あります。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 6 年 9 月 30 日です。建設物の名称及び面積は集会所〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、通路〇〇㎡。なお、現地調査を実施しております。説明は以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。齋藤武美委員より報告願います。

齋藤委員 農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和 6 年 8 月 9 日 午前 10 時 15 分から調査を行いました。出席者は申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所 企画部指導調整課、町農業委員会より、柴崎委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は集会施設用地で追認案件です。申請地は、申請人が親族 A から相続した土地ですが、親族 A が亡くなった後、平成 26 年ごろに申請人の親族 B が農地法の手続きを知らずに、当該地に事業用の倉庫を建築してしまいました。その後、親族 B が体調を崩してからは、申請人の親族 C が倉庫を改装し、地域の寄り合い所のような用途で使用しておりました。今回、相続人である申請人が、違反転用状態を解消し、今後も引き続き地域の集会施設などとして使用していくため、改めて農地転用許可申請を行うものです。
付近への被害防止策ですが、申請地は、十分に転圧締めされているため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は施設内の汲み取り式トイレで処理し、雨水は自然地下浸透させます。その他周辺農地への影響ですが、申請地は北側を申請人の宅地、東側を県道、西側を申請人の雑種地、南側は農道に隣接しているため、農地の分断等は発生しません。以上、ご報告いたします。

議 長 出席委員の報告が終わりました。
それでは質疑に入ります。議案第 29 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 29 号は原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農地法第 5 条関係】

議 長 次に、議案第 30 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について を審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 5 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。
申請農地は字布才地〇〇番 田 〇〇㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は 1 ㎡あたり〇〇円です。移転理由は一般住宅です。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 7 年 2 月 28 日です。建設物の名称及び面積は一般住宅〇〇㎡、駐車場〇〇㎡、雪捨て場、通路、建物外周〇〇㎡。なお、現地調査を実施しております。

受付番号 6 番、譲渡人は〇〇さん、譲受人は〇〇さんです。申請農地は字東川原〇〇番 田 〇〇㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は 1 ㎡あたり〇〇円です。移転理由は一般住宅です。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 7 年 5 月 31 日です。建設物の名称及び面積は一般住宅〇〇㎡、カーポート〇〇㎡、通路〇〇㎡です。なお、現地調査を実施しております。

受付番号 7 番、譲渡人は〇〇さん。譲受人は〇〇さんです。
申請農地は新屋敷字沢道西甲〇〇番 外 2 筆 田 〇〇㎡で、実測面積は〇〇㎡です。移転時期は許可日以降で、価格は無償です。移転理由は駐車場・資材置場です。工事着工及び完成年月日は許可日から令和 7 年 3 月 31 日です。建設物の名称及び面積は駐車場〇〇㎡、資材置場〇〇㎡、通路、法面〇〇㎡。なお現地調査を実施しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については現地調査を行っておりますので、出席委員から報告を求めます。受付番号5番、6番について、渡邊武雄 委員より報告願います。

渡 邊 委 員 受付番号5番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和6年8月9日 午前9時から調査を行いました。出席者は、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所より企画部指導調整課、町農業委員会より、佐々木弘則 委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は砂利敷きとし、十分に転圧を行うため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道へ排水し、雨水は自然地下浸透で処理するため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は、北側と西側が道路、南側と東側が宅地となっており、周囲に農地はないため影響はありません。
次に、受付番号6番については、令和6年8月9日 午前9時30分から調査を行いました。出席者は、譲渡人の〇〇さん、譲受人の〇〇さん、申請代理人の行政書士、関係業者として〇〇さん、福島県会津農林事務所より、企画部指導調整課、町農業委員会より、佐々木弘則 委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は一般住宅用地です。付近への被害防止策ですが、申請地は十分に転圧を行い造成して、カーポート周辺と進入口付近はコンクリート敷きとし、南側の境界にはフェンスを設置するため、土砂流出の恐れはありません。農業用排水施設への影響ですが、汚水は町公共下水道へ排水し、雨水は、自然地下浸透及び東側水路に排水して処理するため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は東側が道路、西側が水路、北側が譲渡人の田となっており、農地の分断等は発生しません。南側に第三者所有の畑がありますが、土砂流出防止策を講じ、建物も南側境界からは離して建築するため、周辺農地への影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 続きまして、受付番号7番について、福田真実 委員より報告願います。

福 田 委 員 受付番号7番について、農地転用許可申請に伴う現地調査の報告を申し上げます。
令和6年8月9日 午前11時から調査を行いました。出席者は、譲受人である〇〇さん、申請代理人の行政書士、福島県会津農林事務所より、企画部指導調整課、町農業委員会より、山内委員と私、事務局の佐瀬次長と廣谷主査により調査を実施しております。転用目的は駐車場及び資材置場です。付近への被害防止策ですが、申請地は、盛土を行った上で、法面を30度の勾配で造成し、十分に転圧を行うことで土砂流出を防止します。農業用排水施設への影響ですが、汚水は発生せず、雨水は自然地下浸透で処理するため、影響はありません。その他、周辺農地への影響ですが、申請地は西側が道路をはさんで既存の駐車場に、南側が水路をはさんで農道に、東側が第三

者所有の耕作されていない田になっているため、農地の分断等は発生しません。北側は第三者が所有する耕作中の畑となっていますが、境界からは十分に離して盛り土を行い、土砂流出防策も講じるため、周辺農地への影響はありません。以上、ご報告いたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第 30 号について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、許可相当とする意見を付すことに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 30 号は、原案のとおり許可相当の意見を付すことに決定いたしました。

【農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について】

議 長 次に 議案第 31 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可後の事業計画変更申請について を審議いたします。事務局、説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、当初計画者は〇〇さん、承継者は〇〇さんです。申請農地は字布才地〇〇番 〇〇㎡です。本案件の事業計画変更については、今ほど審議いただいた議案第 30 号の受付番号の 5 番の申請農地であります。当初計画者ある〇〇さんは、農地転用の権利移転の譲受人として、昭和 55 年 7 月に許可を受け、一般住宅用地として事業計画を進めていたところ、諸事情により計画が中止となっていたものですが、今般、一般住宅用地の承継者として、〇〇さんが譲受人となったため、事業計画変更を申請するものです。建設物の名称・面積は議案第 30 号の受付番号 5 番と同じ内容です。なお、事業計画変更と同時に申請になります。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。
議案第 31 号についての質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 説明が終わりました。それでは、質疑に入ります。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり確認し、事業計画変更の承認について賛成の委員は挙手願います

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第 31 号は、事業計画変更を承認することに決しました。

農用地利用集積計画【所有権移転】

議 長 次に、議案第 32 号 農用地利用集積計画の決定について を審議いたします。まず、所有権移転について審議いたします。事務局説明願います。

事務局次長 受付番号 1 番、移転する者は〇〇さん、移転を受ける者は〇〇さんです。移転農地は、上戸原字上戸〇〇番 外〇筆 田 〇〇㎡、杉屋字市道〇〇番 外〇筆 畑 〇〇㎡です。価格については、田が 10a 当たり 350,000 円、畑が 10a 当たり 150,000 円で決定しました。なお、あっせん会議を開催しております。説明は以上です。

議 長 説明が終わりました。本件については、あっせん会議を行っておりますので、出席委員より報告を求めます。受付番号 1 番について、眞鍋伸太郎 委員より報告をお願いいたします。

眞鍋委員 令和 6 年 7 月 26 日、会津美里町役場本庁舎 2 階 204 会議室において、あっせん会議を行いました。出席者は佐藤和人 委員と 私、事務局次長、出し手の〇〇さん代理人の〇〇さん、受け手の〇〇さんであります。初めに、〇〇さんから受け手としてあっせん受付簿への登載申し出がありました。さらに、〇〇さんから、地域の担い手に譲渡したいと考えているが、金額などの条件等についてあっせんをお願いしたいとあっせんの申し出がありました。そこで、双方の条件を確認したところ、〇〇さんは町内の農地について、水稲とそば等の複合経営をしており、あっせん基準も満たし、譲渡先に最適であるので、選定調書によって選定しております。受け手・出し手ともに田は 10a 当たり 350,000 円、畑 10a 当たり 150,000 円の提示がありました。あっせ

ん委員としても、耕地の位置、形状、今までの売買実績を考慮し、双方からの意向も確認いたしました。その結果、田が10a当たり350,000円、畑が10a当たり150,000円で意見が一致しました。あっせんの結果、双方納得したため、総額〇〇円で合意に至りました。以上、よろしく願いいたします。

議 長 報告が終わりました。それでは質疑に入ります。
議案第32号の所有権移転について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。
原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、議案第32号の所有権移転は、原案のとおり決定することに決しました。

農用地利用集積計画【利用権設定】

議 長 続きます。利用権の設定であります。内容の説明は省略して審議したいと思います
が、ご異議ございませんか。

— 異議なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
それでは、受付番号178番から185番までを議題といたしますので、これより質疑を
求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め、採決いたします。原案のとおり決定することに賛成の委員は挙手願
います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 178 番から 185 番まで原案のとおり決定いたします。
次に、186 番を議題といたします。本件については、〇〇委員が関係しておりますので、会議規則第 11 条の規定により、〇〇委員は退席願います。

《 〇〇 委員 退席 》

議 長 それでは、これより質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 質疑なしと認め採決いたします。
原案のとおり決定することに 賛成の委員は挙手願います。

— 挙手全員 —

議 長 賛成全員と認め、受付番号 186 番は原案のとおり決定いたします。

《 〇〇委員 着席 》

議 長 〇〇委員に申し上げます。本案件は、原案のとおり決定いたしました。
これをもって、議案の審議を終了いたします

【相続による農地の取得農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出】

議 長 これより、報告事項に入ります。
報告事項については、事務局より一括して報告を受け、一括質疑とする方法としたいと思いますがご異議ございませんか。

— なしの声 —

議 長 それでは、報告第 23 号から第 24 号について、事務局より説明を求めます。

事務局次長 報告第 23 号は 6 件の届出がありました。詳細については相続案件のため省略いたします。

【許可の条件を履行したことの証明書の交付について】

事務局次長 報告第 13 号については、転用許可証の紛失であり、地目変更のために証明書を発行したものです。転用目的は一般住宅用地です。以上です。

議 長 以上で説明が終わりました。
それでは、報告事項について質疑を求めます。

— なしの声 —

議 長 異議なしと認めます。
以上で報告事項を終了いたします。

職務代理者 本日は、お忙しいところ参集され、また慎重審議をして頂きまして誠にありがとうございました。
以上をもちまして、第 9 回会津美里町農業委員会定例総会を閉会いたします。

《 14 : 40 終了 》

この議事録は、その真正なることを認め、ここに署名する。

令和 6 年 8 月 2 0 日

議 長 _____
(間 舩 一 男)

議事録署名人 _____
(6 番 松 本 晋 平)

議事録署名人 _____
(9 番 大 井 豊 記)